

## ふじのくに田子の浦みなと公園「歴史学習施設展示室」運営要領

平成 29 年 4 月

この要領は、ふじのくに田子の浦みなと公園利用規定第 5 条(4)の歴史学習施設の展示室の利用や運営について必要な事項を定めるものです。

### (設置主旨と管理運営)

**第 1** ふじのくに田子の浦みなと公園に設置する“ディアナ号”関連「歴史学習施設展示室」は、現在の田子の浦港の近くに漂着・沈没した際の救助活動を郷土の誇りとして、学習し後世に伝えるための施設です。

### (管理運営)

**第 2** この展示室の管理や運営は、田子の浦港管理事務所と田子の浦ポート・サポーターの皆さんとの協働により行います。

### (入室の制限)

**第 3** 田子の浦港管理事務所長は、次に該当するときは、入室を拒み、又は退室をお願いすることがあります。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 展示品等を汚損し、又はき損するおそれのあるとき。
- (3) 館内の秩序を乱し、又は入館者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

### (利用時間)

**第 4** 展示施設の利用時間は、午前 9 時から午後 4 時までとします。ただし、田子の浦港管理事務所長が必要と認めるときは変更することができます。

### (利用出来ない日)

**第 5** 展示室の休日は、次のとおりとします。ただし、田子の浦港管理事務所長が必要と認めるときは、これを変更することができます。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日の休日に当たる日は、火曜日)
- (2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

### (守る事)

**第 6** 入室者は、次のことを守らなければなりません。

- (1) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 施設内で飲食をしないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) このほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

### 附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。